

運 営 規 程

社会福祉法人 相川教道福社会
幼保連携型 認定こども園
相 川 保 育 園

幼保連携型認定こども園 相川保育園 運営規程

施設の名称等

第1条 社会福祉法人 相川教道福祉会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 幼保連携型 認定こども園 相川保育園

所在地 山梨県 甲府市 小松町 316 番地

施設の目的

第2条 幼保連携型認定こども園 相川保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

運営の方針

- 第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが、健やかに成長するために適切な環境が、等しく確保されることを目指す。
- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するよう努める。
 - 3 当園は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校または保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努める。

提供する特定教育・保育の内容

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況に応じて、特定教育・保育を提供する。

保護者に対する子育て支援の内容

- 第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。
- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
 - 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材および社会資源の活用を図るよう努める。

職員の職種、員数および職務の内容

第6条 当園が特定教育・保育を提供するにあたり、職員の職種、員数および職務内容は次の通りとする。

(1) 園長 1名

園長は園務を司り、所属職員を監督する。

(2) 副園長（教頭） 1名

副園長（教頭）は、園長を助け、命を受けて園務を司る。また、園長に事故がある時はその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 事務長 1名

事務職員は、当園の事務を行う。

(4) 主幹保育教諭 2名

主幹保育教諭は、園長および副園長（教頭）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育を司る。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組む。

(5) 保育教諭 10名以上（常勤・非常勤を含み、規定を満たす配置とする）

(6) 講師 3名（非常勤 3名） 体操・書道・英会話

講師は、保育教諭に準ずる職務に従事する。

(7) 栄養士 2名

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食・乳幼児食・幼児食・除去食に係る献立を作成するとともに当園全般の食育を行う。

(8) 調理師 1名 調理員 1名

調理師は、献立に基づき栄養士と共に離乳食・乳幼児食・幼児食・除去食に係る調理、当園全般の食育を行う。

(9) 地域子育て支援センター担当 3名（常勤1名・非常勤2名）

(10) 児童クラブ担当 4名（非常勤4名）

(11) 嘱託医 2名（内科1名・歯科1名）

(12) 薬剤師 1名

特定教育・保育を行う日

第7条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 1号認定こどもに係る休業日

ア 土曜日・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 夏季休業 8月13日から8月16日まで

エ 冬季休業 12月29日から1月3日まで

オ 春季休業 3月29日から3月31日まで

(2) 2. 3号認定こどもに係る休業日

ア 日曜日

イ 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年末年始休業 12月29日から1月3日まで

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

特定教育・保育の提供を行う時間等

第8条 特定教育・保育を提供する時間は、次の通りとする。

1. 開所時間

当園が定める開所時間は、次の通りとする。

月～金 午前7時から午後7時まで

土 午前7時から午後6時まで

2.1号認定の教育時間

教育時間：原則5時間(午前10時から午後3時まで)

ただし、当園が定める保育時間(5時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により特定教育・保育時間が必要な場合は、開所時間の間に預かり保育を提供する。

学期：1年を次の3学期に分けることとする。

第1学期 4月 1日 から 7月 31日 まで

第2学期 8月 1日 から 12月 28日 まで

第3学期 1月 4日 から 3月 31日 まで

3.2号・3号認定の保育時間

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時から午後6時まで

土 午前7時から午後6時まで

ただし、当園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により特定教育・保育時間が必要な場合は、当園が定める保育時間(11時間)から開所時間の間に延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時30分から午後4時30分まで

土 午前8時30分から午後4時30分まで

ただし、当園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により特定教育・保育時間が必要な場合は、当園が定める保育時間(8時間)から開所時間の間に延長保育を提供する。

利用者負担その他の費用等

第9条 当園は、甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

- 2 当園は、甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 13 条第 3 項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表－1 に掲げる特定利用者負担額を徴収する。
- 3 当園は、甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 13 条第 4 項の規定により、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用、別表 1 に掲げる特定利用者負担額を徴収する。
- 4 当園は、子育て支援センター、小規模放課後児童クラブについては、別表の各事業実施要綱により定めた額とする。

利用定員

第 10 条 利用定員は、次の通りとする。

- | | |
|---|------|
| (1) 法第 19 条第 1 項第 1 号の子ども（以下「1 号認定子ども」という。） | 15 名 |
| (2) 法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（以下「2 号認定子ども」という。） | 31 名 |
| (3) 法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（以下「3 号認定子ども」という。） | 19 名 |

利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

第 11 条 教育・保育の利用の開始については、次の通りとする。

(1) 1 号認定

当園は、保護者からの利用申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒まない。ただし、利用の申し込みに係る 1 号認定子どもの数及び現に利用している 1 号認定子どもの数の総数が、第 10 条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。

- ①抽選により決定する方法
- ②申し込みを受けた順序により決定する方法
- ③当園の教育理念に基づき決定する方法

(2) 2 号・3 号認定

当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、かつ教育・保育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

- 2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。
- 3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号から 3 号に規定する小学校就学前子ども

の区分に該当しなくなったとき。

- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取り消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において運営に支障又は困難が生じたとき。

緊急時等における対応方法

- 第13条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、甲府市及び利用子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録すると共に、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4 利用子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

非常災害対策

- 第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。
- (1) 次に掲げる防災設備について常に使用できるよう整備しておくこと。
 - ア 消火器・防火用水等の消火設備
 - イ 非常口・非常階段等の避難設備
 - ウ 火災報知器等の警報設備
 - (2) 防火設備・火気取扱い場所等の点検を次により実施すること。
 - ア 防災設備 月1回以上
 - イ 火気取扱い場所及びその隣接場所 毎日
 - ウ 屋内配線状況 年2回以上
 - (3) 消火・避難及び救出に対する訓練は、月1回以上行うこと。
 - (4) 不審者に対する訓練は、年一回以上行うこと。
 - (5) 非常災害に対するための組織及び活動体制を整えること。

虐待防止のための措置

第 15 条 当園は、利用子どもの人権擁護、虐待防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

秘密保持

第 16 条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども子育て支援事業を行う者その他の機関に対して利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

苦情解決

第 17 条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

記録の整理

第 18 条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供にあたっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
保育事務日誌・沿革に関する記録・職員に関する記録・重要な会議の会議録・報告及び関係機関との往復文書・入所児童に関する書類・給食および調理関係の記録・防災に関する記録・会計、経理に関する諸帳簿
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

欠席

第 19 条 園を欠席するときは、保護者は口頭又は文書で園長に届け出ること。

休園

第 20 条 利用子どもは、利用子どもの同居家族に伝染病等の発生により他の利用子どもに感染する恐れがあると園長が判断したときは休園を命じることができる。

家庭連絡

第 21 条 園長は常に次の事項にあたっては、保護者との密接な連絡をとり、理解と協力を得るよう努めなければならない。

- (1) 利用子どもの登園、降園時における健康状態
- (2) 欠席利用子どもに対してその理由
- (3) 家庭事情の変動
- (4) 家庭保育の状況

給食

第 22 条 園長は、利用子どもの給食を行うにあたって次の事項を実施しなければならない。

- (1) 献立の作成は栄養・カロリー・嗜好等に留意すること。
 - (2) 献立表は 1 4 日毎作成し園長が確認すること
 - (3) 嗜好調査は、年 1 回以上行うこと、残食についてはその都度給食日誌に記載すること。
 - (4) 食品の調理、加工及び貯蔵は、清潔で衛生的な環境で行うこと。
 - (5) 食品類の消毒は、その都度行うこと。
 - (6) 保存食は、 -20°C 以下で 2 週間以上保存すること。
 - (7) 検食は、毎食行いその結果を記録すること。
- 2 給食担当職員の検便は、毎月 1 回以上実施しなければならない。

健康管理

第 23 条 園長は、利用子どもの健康管理について次の事項を実施しなければならない。

- (1) 利用子どもの健康診断は、入所時及び毎年定期的に 2 回以上行うこと。
- 2 園長は、利用子どもが疾病にかかった場合は、その療養のための適切な措置を講じるとともに必要に応じて医務室に收容するものとする。但し施設内の医務的処置を行うことができない場合は、関係医療機関に連絡し、必要な措置を講じること。

衛生管理

第 24 条 園長は、利用子どもの衛生管理について次の事項を実施しなければならない。

- (1) 利用子どもの被服及び寝具を常に清潔に保つこと。
- (2) 保育室・遊戯室・その他常時使用する場所の消毒は、月 1 回以上行うこと。
- (3) 寝具の日光消毒は、週 1 回以上行うこと。
- (4) 便所の消毒は、1 日 1 回以上行うこと。
- (5) 園内において伝染病が発生したときは、関係市町村及び保健所に連絡し必要な措置を講じること。

防災管理

第 25 条 園長は、防火管理上必要な業務を行わせるために防火管理者を定めなければならない。

- 2 防火管理者は、消防計画を作成し、所轄消防署へ届け出なければならない。

火気取締り責任者

第 26 条 園長は、火災に備えて各室ごとに火気取締り責任者等を定めなければならない。

緊急時における対応方法

第 27 条 園の職員は、教育・保育の提供を行っている時に、利用子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに嘱託医または利用子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、甲府市および利用子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 園は、事故の状況や、事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

災害対応

第 28 条 園長は、非常災害に備えて次の対策を講じなければならない。

- (1) 次に掲げる防災設備について常に使用できるよう整備しておくこと。
 - ア 消火器、防火用水等の消火設備
 - イ 非常口、非常用水等の避難設備
 - ウ 火災報知器等の警報設備

- (2) 防火設備、火気取扱い場所等の点検を次により実施すること。
 - ア 防災設備 月1回以上
 - イ 火気取扱い場所およびその隣接場所 毎日
 - ウ 屋内配線状況 年2回以上
- (3) 消火、避難および救出に対する訓練は、月1回以上行うこと。
- (4) 不審者に対する訓練は、年1回以上行うこと。
- (5) 非常災害に対するための組織および活動体制を整えること。

個人情報保護

第29条 個人情報の保護に関する法律に従い、個人情報の性格重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図らなければならない。

虐待の防止のための措置

第30条 園は、利用子どもの人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

地域子育て支援センター・放課後児童クラブ

第31条 地域子育て支援センター・放課後児童クラブ事業に係る業務については、別紙山梨県及び甲府市小規模放課後児童クラブ事業委託契約書により、事業を行うものとする。

園長の報告

第32条 園長は、入所児童につき入所承諾を解除又は変更する事由が生じたときは、速やかに入所承諾権者にその旨を届けなければならない。

委任

第33条 この規定に定めるものの他必要な事項は、園長が定める。

この規定は、平成 元年 4 月 1 日から施行する。

平成 9 年 4 月 1 日改正

平成 10 年 4 月 1 日改正

平成 11 年 4 月 1 日改正

平成 13 年 4 月 1 日改正

平成 16 年 4 月 1 日改正

平成 17 年 4 月 1 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 7 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 5 月 1 日改正